

ワイヤ循環システム導入に関する事項

□ワイヤ循環システム概要

ワイヤ循環システムは使用済ワイヤを廃棄するのではなく、(株)ソディックエフ・ティ EWS 事業所(以下乙)に使用済ワイヤを返送していただく事によって再生を行う循環システムで、弊社とお客様(以下甲)との間で直接、使用済ワイヤの循環を行うため品質劣化をさせずに高品質な再利用を行う事が可能となります。使用済ワイヤを弊社に返送されますと、重量換算により新品のソディック製放電加工機の消耗品で還元いたします。

□ワイヤ循環システムご利用方法

ワイヤ循環システムを始めるには、概要をご理解いただいた上でお客様と弊社との間で、ご登録が必要となります。

登録書に必要事項をご記入後、FAXにて弊社宛てに送付してください。
登録書が弊社に届きましたら、お客様宛てに「スタートキット」(ワイヤ回収袋・ワイヤ回収スタンド・各種書類)など、始める為に必要な部材を送付致します。同封の取扱説明書の内容に従って使用済ワイヤを送付ください。

またご不明な点に関しては、当社までお問い合わせ下さい。

【循環対象ワイヤについて】

循環対象となるワイヤは(株)ソディックエフ・ティ EWS 製ワイヤ電極(e35・つばめ+・はやぶさ)が対象となります。粉碎ワイヤ(Lカットなどによりカットされたもの)も引取り致します。

その他のワイヤ線(他社製ワイヤ電極)は分別されていまして循環対象となります。タンダステンワイヤや鉄ワイヤも回収しますが、還元重量の対象外となります。送る際は必ず分別してください。

【使用済ポビンに関して】

使用済ポビンは、乙が使用済ワイヤと同時に無償にて引取りします。
ポビンに巻いたワイヤは、乙の計量機にて計量した際、ポビンの重量を引いたワイヤの重さが、1kg以上ある場合、還元重量の対象として換算します。

【回収器具に関して】

ワイヤ回収用の「回収袋」・「設置スタンド」は乙の所有物であり、甲はこれを借り受ける事とします。また、他へ譲渡・貸出することを禁止します。

【還元について】

甲が乙宛てに送付した使用済ワイヤは乙に現品が届いた時点で計量が行われ、その重量を乙が管理します。計量後、次月初めに受付日を取引明細書にて通知いたします。甲は必要があれば、乙に重量の照会をすることができます。還元製品は甲が対象製品を選定し、製品分の重量が貯まった時点・もしくはご依頼いただいた時点で乙より甲宛てに還元製品として発送します。

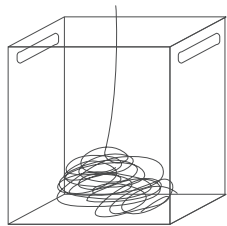
【使用済みワイヤ受付・有効期限について】※注意

使用済みワイヤが受付された月を起算月とし、1年後の同月末日までを有効期限とさせていただきます。有効期限までにご利用いただけなかった場合は失効致しますのでご注意ください。

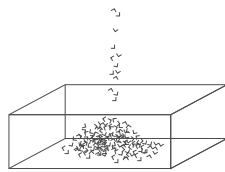
有効期限切れ予定重量は、1ヶ月前に取引明細書にてお知らせいたします。

「ワイヤ循環システム」に関する希望(必須項目)

■保有台数 ※ワイヤ放電加工機のワイヤ排出部別で保有台数をご記入ください。



□ワイヤバケツタイプ
台



□裁断タイプ
台

■ご希望の還元方法を選んでご記入して下さい

自動還元する

希望還元製品名

自動還元しない

(お客様ご自身で
webサイト「重さ.com」から
その都度還元依頼する)

※還元製品と必要重量は
「還元製品一覧表」
よりご確認ください。

【使用済ワイヤの発送について】

お客様から使用済ワイヤを発送する際の運送会社は、当社指定の運送会社のみとさせていただきます。

初回、1台につき、

- ユーザーカード4枚
- 着払送り状4枚
- 回収袋2枚を同梱致します。

「ワイヤ循環システム」登録書及び同意書

※お客様における当社システムへの登録記入をもって、お客様の同意とさせていただきます。

年 月 日

住所 〒

■電話番号

■FAX番号

会社名

■責任者名

印

代表者名

■ワイヤ循環システム担当者名

※責任者と担当者が同じ場合はご記入不要です。

■E-mail

※ご記載いただきました担当者・メールアドレスへ出荷案内やお得な情報をご案内させていただきます。

私(個人・法人・団体)は、現在または将来にわたって、反社会的勢力に該当しないことを表明・確約致します。

□にチェックをお願いします。